

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 環境安全を担当する理事</p> <p><u>(2) 理事(総務・財務担当)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 理事(経営・企画担当)</u></p> <p><u>(3) 環境安全管理センター長</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表</p>	

小委員会名称	委員構成	所掌事項	小委員会名称	委員構成	所掌事項
放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人 ・各事業所の放射線取扱主任者 2人 ・各地区のエックス線装置使用責任者代表 2人 ・その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項 	放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 ・同項第6号の委員 ・放射線研究室長 2人 ・各事業所の放射線取扱主任者 2人 ・各地区のエックス線装置使用責任者代表 2人 ・その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 ・その他必要な事項
特定生物安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全主任者 4人 ・病原体取扱主任者 1人 ・各部長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人 ・委員長が指名した、法令及び特定生物に関する規程について優れた識見を有する学外委員 1人 ・その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。 ・監視伝染病病原体の安全管理に関すること。 ・バイオハザードの防止に関すること。 ・微生物実験の適合性に関すること。 ・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。 ・外来生物の飼育及び実験に関すること。 	特定生物安全管理小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全主任者 4人 ・病原体取扱主任者 1人 ・各部長が指名した、植物、動物又は微生物の実験に関係ある教員 3人 ・委員長が指名した、法令及び特定生物に関する規程について優れた識見を有する学外委員 1人 ・その他小委員会が必要と認められた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物実験の安全管理に関すること。 ・監視伝染病病原体の安全管理に関すること。 ・バイオハザードの防止に関すること。 ・微生物実験の適合性に関すること。 ・健康管理及び事故発生時の措置、防止の改善策、助言勧告等に関すること。 ・外来生物の飼育及び実験に関すること。

		・その他の安全確保に関する必要な事項			・その他の安全確保に関する必要な事項
温室効果ガス対策小委員会	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項 	温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1項第1号の委員 ・第3条第1項第2号の委員 ・第3条第1項第3号の委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・理事(総務・財務担当) ・環境安全管理センター副センター長 2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長 ・次長 3人 ・総務課長、財務課長及び施設整備課長 ・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長 ・環境安全管理室専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 			<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター副センター長 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長 ・次長 3人 ・総務課長、財務課長及び施設整備課長 ・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長 ・環境安全管理室専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。